

石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部及び 石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置要綱

(設 置)

- 第1条 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国が関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催した場合など、健康福祉部長は必要に応じ石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- 2 内閣総理大臣が内閣に新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、知事は速やかに、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画で定めるところにより、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組 織)

- 第2条 警戒本部の本部長は健康福祉部長とし、副本部長は健康福祉部企画調整室長、健康福祉部次長（技術）及び危機管理監室次長とする。
なお、構成は別表1のとおりとする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、関係機関等を招聘することができる。
- 2 対策本部の本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
なお、構成は別表2のとおりとする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、関係機関等を招聘することができる。

(連絡会)

- 第3条 健康福祉部長は新型インフルエンザ等対策に関する関係機関等との連絡調整等を円滑に進めるため、必要に応じて石川県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
なお、構成は別表3のとおりとする。ただし、健康福祉部長が必要があると認めるときは、関係機関等を招聘することができる。

(事務局)

- 第4条 警戒本部及び対策本部並びに連絡会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部内に置く。
- 2 事務局の庶務は企画調整室が行う。

(委 任)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部及び対策本部並びに連絡会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。